保存版 ご卒業まで保存ください

大阪府立高等学校PTA協議会

高校生総合補償制度のご案内

（傷害総合保険）　（新１年生用）

ポイント1 スマートフォン、PCから簡単に加入申込ができます！

24時間いつでも申込お手続きが可能です。
締切日までにお手続きください。
加入申込の詳細は、③④ページをご参照ください。
※PCからの場合は、**https://sjnk-pmd.dga.jp/lp/fukoup1**
よりアクセスしてください。

こちらから
アクセス
してください。

ポイント2 団体割引 20%

（3,000名以上ご加入の場合）

ご卒業までの３年間分の掛金を一括払

ポイント3 お子さまのケガを24時間補償

通学中、学校活動中、部活動中や休日も幅広くカバーします。
（Jプランを除きます。）

ポイント4 育英費用補償・被害事故補償をセット

育英費用補償：万一、扶養者が急激かつ偶然な外来の事故で亡くなられた場合等に補償します。
被害事故補償：お子さまの万一の被害事故に備えます。
（Jプランを除きます。）

ポイント5 自転車事故に限定したJプランもご用意しています

ポイント6 個人賠償責任補償は最大２億円

すべてのプランに「示談交渉サービス（国内のみ）」セットで安心です。
すべてのプランが大阪自転車条例に対応しています。

ポイント7 LINEで保険金の請求 保険会社とのやりとりが可能です

※詳細はP.9をご確認ください。

お申込締切日（WEB申込は入力お手続き日）	保険期間：３年間（補償開始日）	加入者証
１次締切日 ４月６日（木）	2023年４月７日（午前０時）～ 2026年４月１日（午後４時）	WEB申込の場合は掛金払込後の翌日または翌々日にはWEB画面で加入内容をご確認いただけます。（加入者証は7月中にご自宅に郵送します。）
２次締切日 ４月24日（月）	2023年４月25日（午前０時）～ 2026年４月１日（午後４時）	

損保ジャパンは、大阪府と包括連携協定を締結し、多岐にわたる府政への支援に取り組んでいます。

※２次締切後も中途加入の受付をしています。WEBでの中途加入申込は、10月31日締切の11月1日始期まで可能です。

高校生活3年間の「安心」と
ご加入プランの内容

ケガの補償の対象は

補償の対象となる方			Aプラン
お子さまとご家族（注）	■ 個人賠償責任補償（全てのプランで日常生活の事故全て対象）		2億円
お子さまご本人のみ	ケガの補償	■ 死亡・後遺障害保険金	100万円
		■ 入院保険金日額（1,000日限度）	3,000円
		■ 手術保険金（1事故あたり1回）	
		■ 通院保険金日額（A・B・C・Jプラン　1,000日以内・90日限度）	1,000円
	■ 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒補償特約		○
	■ 熱中症危険補償特約　※補償を拡大する特約		○
	■ 地震・噴火またはこれらによる津波補償（天災危険補償特約）		○
	■ 被害事故補償（1事故あたり支払限度額）		1,000万円
	■ 携行品損害補償（自己負担額：1事故3千円）		10万円
	病気	■ 疾病入院保険金日額（支払限度180日）	3,000円
		■ 疾病手術保険金（日帰り手術も補償）	疾病入院保険金日額 ×10倍（入院時）・5倍（外来時）
	■ 育英費用（一時金）		1,000万円
3年分の掛金			**39,550円** うち損害保険料39,350円

被害事故や法的トラブルに対して備える場合は、弁護のちからもあわせてご加入ください！

弁護のちから

日常生活での法的トラブルの際に弁護士をより身近に活用することができます。

被害事故の場合、弁護士法72条で禁止される「非弁行為」に該当するため、保険会社は示談交渉を行うことはできません。示談交渉は弁護士のみが行うことができるため、弁護士費用補償があると安心です！

※保険期間3年、団体割引20%

APプラン

45,690円
うち損害保険料45,490円

補償内容			Pプラン
弁護士費用	被保険者はお子さまご本人となります。	法律相談費用 （自己負担額1,000円）	通算5万円限度
		弁護士委任費用 （自己負担割合10%）	通算100万円限度

※Pプランの詳細は、7、8ページをご参照ください。

「安全」を提供する補償制度です！

（保険金額と保険料）

※保険期間3年、職種級別A級（傷害総合保険、Ｊプラン以外）、団体割引20％、一時払
※新入生（３年一括の場合）Ｊプラン：自転車傷害危険のみ補償特約セット

日常生活すべて（※自転車事故も含みます）

ケガの補償の対象は 自転車事故のみ

Bプラン	Cプラン	Jプラン	補償の対象となる方
2億円	1億円	1億円	お子さまとご家族（注）
100万円	100万円	100万円	お子さまご本人のみ
3,000円	2,000円	3,000円	
入院保険金日額 ×10倍（入院時） 5倍（外来時）			
1,000円	1,000円	2,000円	
○	○	－	
○	○	－	
○	○	－	
1,000万円	1,000万円	－	
10万円	10万円	－	
3,000円	×	－	
疾病入院保険金日額 ×10倍（入院時）・5倍（外来時）	×	－	
		－	
100万円	100万円	－	
26,500円 うち損害保険料26,300円	20,520円 うち損害保険料20,320円	5,840円 うち損害保険料5,640円	

弁護のちから 6,140円 プラスでセットできます

BPプラン	CPプラン
32,640円 うち損害保険料32,440円	26,660円 うち損害保険料26,460円

被害事故や法的トラブルに対して備える場合は、弁護のちからもあわせてご加入ください！上記A～ Cプランにオプション P プランをセットした充実プラン

（注）個人賠償責任補償の補償対象となる方は以下をご参照ください。

お子さまご本人	○
お子さまご本人の同居の親族	○

例…単身赴任中で別居しているお子さまの父親は、補償の対象に含まれません。
下宿して別居しているお子さまの兄弟姉妹は、補償の対象に含まれません。

※ 補償範囲の詳細については、この保険のあらましをご参照ください。
※ 制度運営費（200円）とは、この保険制度の運営上必要な費用（事務手続費に充当するための費用）です。
※ 保険料のうち、疾病保険特約保険料については介護医療保険料控除の対象となります。（2022年11月現在）

ご加入手続きについて

① PCやスマホからWEBお申込み

振込手数料 なし

お申し込みサイト

こちらの2次元コードよりアクセス！！

2月15日(水)からお手続き可能です。

PC からの場合 https://sjnk-pmd.dga.jp/lp/fukoup1

手続きの流れ

メールアドレスを入力してください

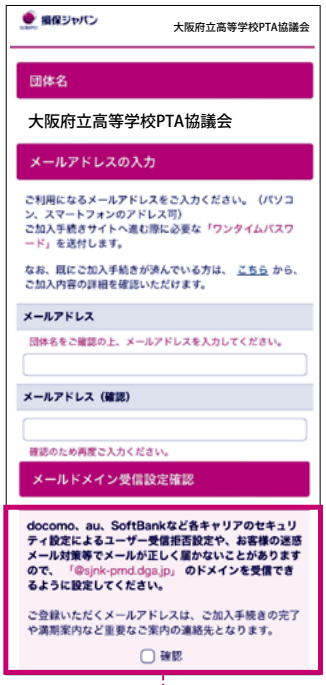

STEP1～STEP6 まで画面に沿って入力してください。STEP2 の学校選択では、新年度から入学される学校を選択してください

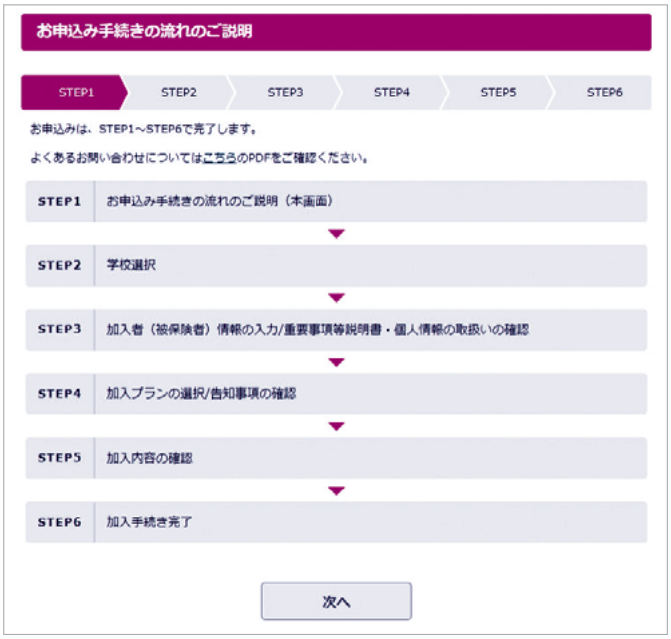

大切なご案内はご登録いただいたメールアドレスに送信させていただきますので、必ずご確認ください。

「@sjnk-pmd.dga.jp」のドメインを受信できるように設定してください。
お客さまの迷惑メール対策設定によっては、「ワンタイムパスワード」が届かない場合があります。

2 ご加入のお手続きが完了したら

ご入力いただいた住所に 1 週間ほどで払込票が届きます。

お近くのコンビニやスマホ決済アプリ(paypayのみ)を利用して払込ください。

※お支払い期限がございます。期日までにお支払いいただけなかった場合、
失効となりますので、ご注意ください。

PayPayの手続き方法

① アプリのホーム画面にある「スキャン」をタップします。

② 払込票のバーコードを読み取ります。

③ 支払金額を確認し「支払う」をタップします。

④ 納付が完了しました。

3 払込後は

お支払い手続き完了メールが登録したメールアドレスに数日以内に届きます。

加入者証はメールが到着後、加入者専用サイトからいつでも確認できます。

紙の加入者証のご郵送は
7月になりますのでご了承願います。

アクセス推奨環境について

スマートフォン(タブレット)	iPhone/iPad	OS…iOS11以降　ブラウザ…Safari※
	Android	OS… Android 6.0以降　ブラウザ…最新バージョン
パソコン	Windows	OS…Windows10以降　ブラウザ…Edge 最新バージョン/Chrome 最新バージョン/Firefox 最新バージョン
	Mac	OS…Mac OS Apple社サポート対応　ブラウザ…safari 最新バージョン/Chrome 最新バージョン

※ iPhone ／ iPad のブラウザについて
ブラウザのバージョンは iPad では確認できませんが、通常は OS のソフトウェアアップデートで自動的にバージョンアップされます。
※古いバージョンの OS およびブラウザでは正常に動作しないことがありますので、最新版のインストールを推奨いたします。

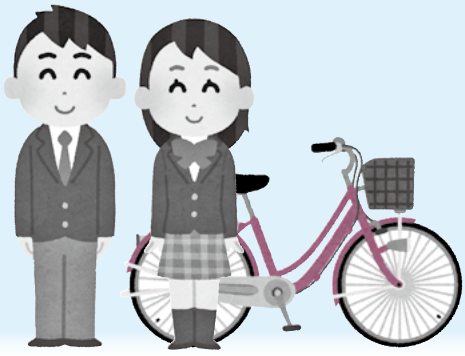

“高校生活3年間のケガや
「高校生総合補償
（傷害総

適用される団

❶ 傷害（ケガ）補償

ご加入のお子さま本人が対象

●Jプラン以外：日本国内・国外を問わず部活動を含む校内や学校行事中の事故・交通事故・レジャー中の事故など日常の急激かつ偶然な外来の事故によりお子さまがケガをした場合に補償します。

●Jプラン：日本国内において、お子さまが自転車事故によって傷害を被った場合に保険金をお支払いします。

・自転車に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ・運行中の自転車との衝突・接触事故によるケガ

❷ 個人賠償責任補償　示談交渉サービス（国内のみ）セット

ご家族全員が対象

お子さまやそのご家族があやまって他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

※授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。また自動車使用中（運転、ドアの開け閉め等を含みます。）やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。業務中の賠償事故は補償の対象となりません。

■例えばこの様な場合にお支払対象となります。

・自転車で通行人に衝突してケガをさせてしまった。
・買い物中に商品を壊してしまった。　・飼い犬が他人に噛みついてケガをさせた。
・自宅の塀が倒れて他人がケガをした

この様な場合はお支払いの対象となりません。

・地震、噴火またはこれらによる津波　・自動車、バイク等の所有・使用・管理に起因するもの

（注）補償範囲の詳細についてはWEB申込サイトに掲示しているパンフレットの「この保険のあらまし」の⑫ページをご参照ください。

❸ 細菌性食中毒補償

ご加入のお子さま本人が対象

お子さまが摂取したものにより細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に「ケガの補償額」と同額をお支払いします。
（Jプランは除きます。）

❹ 熱中症補償

ご加入のお子さま本人が対象

お子さまが日射または熱射によって熱中症を発病した場合に「ケガの補償額」と同額をお支払いします。
（Jプランは除きます。）

❺ 地震・噴火・津波補償

ご加入のお子さま本人が対象（育英費用補償のみ扶養者）

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガをした場合に「ケガの補償額」と同額をお支払いします。
（Jプランは除きます。）

❻ 被害事故補償

ご加入のお子さま本人が対象

お子さまが犯罪行為やひき逃げ事故の被害者となり、死亡または所定の重度の後遺障害が生じた場合に補償します。
（Jプランは除きます。）

賠償事故を広く補償します”
制度」の補償内容
合保険）
体割引 20%

●保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。
●プランによってセットされている補償項目や保険金額が異なります。
ご加入プランを選ばれる際は、セットされている補償項目をプラン表でご確認ください。

❼ 携行品損害補償　ご加入のお子さまのみが対象

偶然な事故により、お子さまの居住する建物外でお子さまが携行しているお子さま所有の身の回り品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。自己負担額は1事故につき3,000円です。

※例えばこの様な場合は対象となりません：置き忘れ・紛失、レンタル品、備品の破損、地震、噴火またはこれらによる津波による損害など
※以下のお子さま所有の身の回り品はお支払対象となりません：
携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、義歯、動物、植物、自転車、原動機付自転車、バイク、自動車、ゴーカート、船舶、航空機、クレジットカード、プリペイドカード　など
（Jプランは除きます。）

❽ 病気の補償（A・B・AP・BPの各プラン）　ご加入のお子さま本人が対象

お子さまが保険期間中に病気を発病し治療を受けた場合に、次の保険金をお支払いします。
●疾病入院保険金：入院した場合に、入院日数に応じてお支払いします。（180日限度）
●疾病手術保険金：所定の手術を受けた場合に、お支払いします。

※　保険期間開始前の検診（入学前の健康診断等）で指摘された病気など、保険期間開始前に発病していた病気は補償の対象となりません。

❾ 育英費用補償　扶養者の方が対象

扶養者の方がケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または所定の重度後遺障害を負った場合に補償します。
（Jプランは除きます。）

※　扶養者とは…生計を主として維持されている方（収入の最も多い方）。

保険金額・保険料は①②ページに記載しています。
すべてのプランは団体割引20%を適用しています。

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

＊重要
～「ご加入者」に指定できる方について～

原則として、一部例外を除き被保険者（生徒さま）と同居されている親権者のうち、そのご家族の生計を主として維持されている方（収入の最も多い方 = 扶養者）に限ります。

原則として「ご加入者」＝「扶養者」となります。なお、AP・BP・CPの各プランを選択される場合は、「ご加入者」＝「扶養者」＝「親権者」としてください。

（例）親が単身赴任している場合の「ご加入者」と「扶養者」について
「ご加入者」＝被保険者（生徒さま）と同居している親族の方
「扶養者」＝単身赴任している方を含め、収入の最も多い方

もっと身近に弁護士を！
そんな声にこたえる保険

弁護のちから

弁護士費用補償 ※1～2ページのAP・BP・CPプランのPプラン部分の補償内容の詳細です。

“弁護のちから”が支える2つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

【対象となるトラブルの当事者】

＜被保険者ご本人がお子さまの場合＞
被保険者ご本人が遭遇されたトラブルが対象となります。

トラブルの当事者

被保険者ご本人

お子さまが成人後も補償の対象となります。

人格権侵害（※1）

- ●こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- ●昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ●SNS上で いわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- ●電車で痴漢被害を受けた。

被害事故

- ●路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- ●インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。

以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- ●自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル　●医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- ●騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- ●借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- ●顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル　など

（※1）人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

弁護士費用補償に関する保険責任について

■ 保険責任は保険期間開始日の午前０時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

■ 保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。

■ 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ１つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」（イメージ図）】

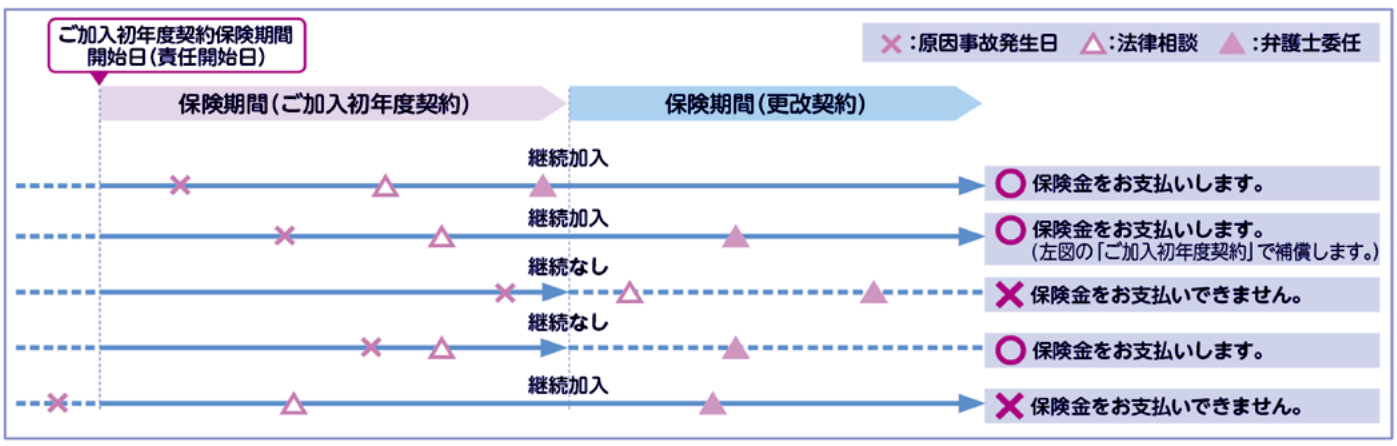

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償（※）

❶法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。

■保険金額
（保険期間１年間につき）
通算 **5** 万円 限度

■ お支払いする保険金の額

１つのトラブルに関する法律相談にかかった費用 － 自己負担額（免責金額） **1,000円**

❷弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。

■保険金額
（保険期間１年間につき）
通算 **100** 万円 限度

■ お支払いする保険金の額

１つのトラブルに関する弁護士委任にかかった費用 ×（100％－ 自己負担割合 **10**％）

（※）日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例（人格権侵害に関するトラブル）

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。２回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束をしてくれたため、合意書面を作成した。

法律相談にかかった費用 **1万円** ➡ 法律相談費用保険金のお支払額
１万円 － 1,000 円（自己負担額）＝ **9,000円**

弁護士委任にかかった費用 **40万円**
着手金 15 万円、報酬金 25 万円 ➡ 弁護士委任費用保険金のお支払額
40 万円×（100％－ 10％（自己負担割合））＝ **36万円**

合計 36万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

★相談できる弁護士が身近にいなくても安心！「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

★「いじめ・被害事故相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。
警察 OB 等トラブル対応の専門コンサルタントが、緊急時の対応等についてアドバイスさせていただきます。
「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

（注１） 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
（注２） ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
（注３） ご利用は日本国内からにかぎります。
（注４） 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
（注５） 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
事故サポートセンター：【受付時間】24 時間 365 日　０１２０－７２７－１１０

（注１）保険金のお支払い方法等重要な事項は「この保険のあらまし」P.5 に記載されていますので、必ずご確認ください。
（注２）弁護士費用補償または個人賠償責任補償における補償の重複については「この保険のあらまし」P.7 をご確認ください。

保険金のご請求について

事故にあわれたときは、早急に取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
事故の発生の日から 30 日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
賠償しなければならないと思われる事故が発生した場合は、事故の対応につきご相談ください。
あらかじめ損保ジャパンとご相談されず賠償金を支払われた場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

損保ジャパン事故サポートセンター

0120-043-192

受付時間　24 時間 365 日

事故・ケガ・病気が起こったら

電話連絡をしてください

【24時間365日事故受付サービス】
事故サポートセンター
0120-043-192

早急にご連絡を(30日以内)

請求書を提出

保険金請求書類が送付されますので、できるだけ早く書類をご返送ください。

保険金が支払われます

銀行振込みで
お支払いします。

LINEで保険金の請求・保険会社とのやりとりが可能です

LINEでの保険金請求なら...

仕事中や運転中など、忙しくて電話に出られない時でも大丈夫！

損保ジャパンのLINE公式アカウントのメニューからいつでも簡単に！
事故のご連絡から保険金請求のお手続きまで完結できます！

トーク画面から事故の連絡

傷害保険のみ対応

- 24時間いつでも連絡可能
- 専用アプリなどのインストール不要

ココから連絡！
ご連絡の際は「加入者番号」を必ずご入力ください

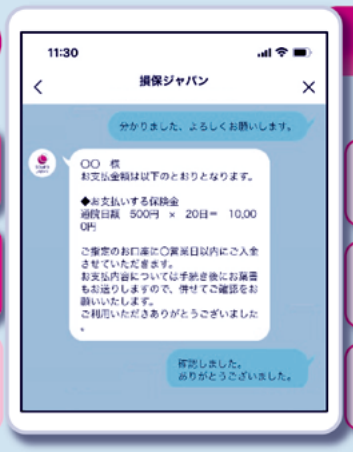

保険金請求もチャットで完結

チャット　：全保険商品対応
保険金請求：傷害・医療保険

- チャットや画像で履歴が残るので（※1）分かりやすい
- 書類の記入・郵送が不要（※2）
- 最短30分でお手続き完了

LINEの保険金請求はこちらから

※1　チャットの内容はセキュリティの高い損保ジャパンのサーバーに保存されます。
※2　ご請求いただく保険金の内容によって、別途書類のご提出が必要となる場合がございます。

〈ご参考〉実際の保険金お支払いの例（一部）

学校内（授業中・クラブ活動中）や通学途上はもちろん
日常生活中のさまざまなリスクに備えられます！

ケガ・病気の補償（Jプランは自転車事故のケガのみ）

バスケ部の活動中、シュートをして着地した際、膝を負傷（入・通院約2か月半）
支払保険金 約24万円

虫垂炎（盲腸）で手術・入院（約10日間）(注)
支払保険金 約5万円

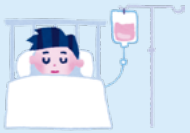

サッカーの試合中、相手選手と接触して左足の小指を骨折（入・通院約2か月）
支払保険金 約23万円

野球部の活動中、熱中症の症状で入・通院（約1週間）
支払保険金 約2万円

賠償責任補償

自転車で坂を下っている際に女性と衝突。被害者は寝たきりとなった
支払保険金 約9,500万円

自転車で駐車中の他人の車両に接触し傷をつけた
支払保険金 約15万円

（注）プランにより補償内容は異なります。
※お支払例は、実際のご加入内容やおケガの状態により異なります。

よくあるご質問

Q1：「高校生総合補償制」に示談交渉サービスがセットされているため、「弁護のちから」プランは必要ないのではないですか？

A1：「示談交渉サービス」は被保険者に過失がある場合に、保険会社が被保険者にかわり、示談交渉を行うもので、被保険者に過失のある加害事故の場合に利用できるものです。
一方、被保険者に過失のない被害事故の場合は、保険会社が被保険者のかわりに示談交渉を行うことが法律上できません。事故の相手方が誠実に対応しない場合などは、独自に弁護士に相談・委任して解決を図る必要があります。
そのようなケースで、「弁護のちから」プランに加入していれば、損保ジャパンの「弁護士紹介サービス」から弁護士の紹介を受けることができ、弁護士委任費用の補償を受けることができます。

Q2：個人賠償責任の補償の対象者には家族も含まれますか？

A2：お子さまご本人の同居の親族まで補償の対象に含まれます。

Q3：コンビニ払の払込期日を過ぎてしまった場合は、どうしたらいいですか？

A3：払込期日までに払込みがなかった場合は、失効となります。改めてWEBからお手続きが必要です。詳細については取扱代理店損保ジャパンパートナーズまでお問合せください。

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンの傷害総合保険にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

サービスメニュー

●健康・医療相談サービス　●医療機関情報提供サービス　●専門医相談サービス（予約制）
●介護関連相談サービス　●人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
●法律・税務・年金相談サービス（予約制・30分間）一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。
●メンタルヘルス相談サービス　●メンタルＩＴサポート（Webストレスチェック）サービス

※１　本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
※２　ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
※３　ご利用は日本国内からにかぎります。
※４　本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
※５　ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。

■ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO 健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

24時間事故受付センター（事故・ケガ・病気）

万一の事故・ケガ・病気の場合：損保ジャパン取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

【受付時間】24時間365日　**0120-043-192**

※加入者証をご用意いただき、証券番号と加入者番号をセンターにお伝えください。

お問い合わせ先

（事故以外のお手続き・変更・払込票・加入者証に関するお問い合わせはこちら）
■幹事取扱代理店

損保ジャパンパートナーズ株式会社　大阪支店
TEL **0120-809-805**（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）
〒541−0048　大阪市中央区瓦町4−1−2　損保ジャパン大阪ビル10階

（補償内容に関するお問い合わせ）
■幹事引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社　神戸支店　法人第一支社
〒650-8501　神戸市中央区栄町3−3−17
TEL 078-333-2595　FAX 078-333-2674（受付時間:平日の午前9時から午後5時まで）

SJ22−13669（2023/01/12）